

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定により、次の
宅地建物取引業者の免許を取り消しました。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 商号又は名称

中前木材不動産部

二 代表者氏名

中前 博文

三 主たる事務所の所在地

大和高田市磯野南町一番一九号

四 免許番号

奈良県知事（一〇）第一六二二号

五 免許年月日

平成二十五年五月一日

六 取消年月日

平成三十年三月十四日